

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

子育ては、父母その他の保護者が第一義的責任を有するという基本的認識の下に、以下のとおり、基本理念を掲げます。

子どもたちの笑顔があふれるまち こおりやま

子どもは社会の一員として尊重され、良い環境の中で育まれ、成長する存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、自主性と社会性を身につけ主体的に社会の担い手として成長出来るよう、地域全体で取り組むべき最重要課題の1つです。全ての子どもと子育て家庭に対し、可能な限り支援を講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り「子どもの最善の利益」が実現される郡山市を目指します。

第2節 基本目標

基本理念の実現に向け、セーフコミュニティへの取組と併せて、次の目標を掲げます。

基本目標1 子どもが笑顔になれるまち

人は、生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境と関わりあいながら生活に必要な能力を身につけていきます。

乳幼児期は、遊びを中心とした生活の中で、特に身体的感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心や探究心、思考力が養われ、それらが、その後の生活や学びの基礎になる時期です。この時期の発達は一人ひとりの個人差が大きいことにも配慮しつつ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもが健やかに発達できる取組を進めます。

学童期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。学校教育とともに、地域における学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全育成に努めます。

基本目標2 保護者が笑顔になれるまち

子育てとは本来、子どもに限らない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。「親が子育てに対する第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境や支援体制を整えます。これにより、

子どもと親が一緒に育つ「共育」の喜びを感じることができる社会が構築されるものと考えます。

基本目標3　社会全体が「子育てにかかわる」まちづくり

社会全体が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。

子育てにおいては、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化により祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。さらに、少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、異年齢の中で子どもが育つ機会が減少しています。子どもと保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、家庭同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとって重要です。

また、共働き家庭の増加、さらに女性の活力による経済社会の活性化の視点から、事業主においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備が求められます。



第49回郡山市こどもまつり

第3節 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援新制度における、各事業の「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、子どもや保護者が居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用実態に応じ、認定区分ごと、事業ごとの区域設定を行います。

1 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、子どもや保護者が居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

なお、子ども・子育て支援新制度における基本的な用語は、以下のとおりとします。

【用語の定義】

量の見込み

就学前児童、小学生の保護者を対象に実施した「ニーズ調査」の結果、今後の郡山市における子育て支援サービスの潜在的なニーズ量を算出したものです。

確保方策

前述の「量の見込み」を満たすために、計画期間内における子育て支援サービスの供給に必要な市の施策を示すものです。

教育・保育施設

就学前児童を対象にした施設です。主なものとして、幼稚園（教育施設）、保育所（保育施設）、認定こども園（教育施設と保育施設の機能を兼ねた施設）があります。

2 郡山市における教育・保育提供区域の考え方

本市では、認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）ごとの教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域の設定にあたっては、以下の4点を重要ポイントとします。

- 利用者および事業者にとってわかりやすい区域設定
- 現在の保育需要の増大に対して、できる限り柔軟に対応できるような区域設定
- 居住エリア以外（通勤途上等）での利用ニーズにも柔軟に対応できるような区域設定
- 利用者の各施設・事業に対する多様なニーズへ対応できるような区域設定

さらに、上記ポイントに加え、区域の規模によるメリット・デメリットを勘案しながら、次のとおり設定します。なお、利用者は、居住区域に関わらず、どこの教育・保育施設及び地域子ども子育て支援事業も利用することができます。



【各区域の年齢別児童数】

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	計
①中心部+南東部	1,379	1,342	1,352	1,441	1,438	1,441	1,572	1,555	1,554	1,586	1,762	1,736	18,158
②西部	401	398	410	456	457	434	480	471	497	486	550	507	5,547
③北部	865	831	815	813	768	807	799	786	794	821	889	867	9,855
計	2,645	2,571	2,577	2,710	2,663	2,682	2,851	2,812	2,845	2,893	3,201	3,110	33,560

出典：平成26年4月1日現在住民基本台帳データより作成

【設定する項目】

区分		区域
教育・保育	1号認定 お子さんが3～5歳で、保育の必要性がなく、教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用を希望する場合。	3区域
	2号認定 お子さんが3～5歳で、保育の必要性があり、保育施設（保育所、認定こども園）の利用を希望する場合。	3区域
	3号認定 お子さんが0～2歳の児童で、保育の必要性があり、保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育）の利用を希望する場合。	3区域
	①放課後児童健全育成事業 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が、放課後児童クラブを利用する事業。	3区域
	②時間外保育事業 保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、通常の保育時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用する事業。	3区域
	③一時預かり事業（幼稚園における在園児対象） 幼稚園に通園しているお子さんが、通常の幼稚園教育時間の開始前や終了後、夏休みなどの幼稚園休業日に利用できる事業。	3区域
	④一時預かり事業（③以外の不定期利用） 保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に、保育所や地域子育て支援センター等において不定期に利用できる事業。	3区域
	⑤子育て短期支援事業 家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等の施設において一定期間、養育・保護を行う事業。	全市
	⑥地域子育て支援拠点事業 乳幼児の遊び場や、他の子育て親子との交流、情報収集・相談の場として利用できる事業。	3区域
	⑦病児・病後児保育事業 子どもが病気又は病気の回復期にあり、保育所等が利用できず、保護者も就労等で保育できない場合に利用する事業。	3区域
地域子ども・子育て支援事業	⑧子育て援助活動支援事業 保護者の用事（通院、冠婚葬祭等）の際、幼稚園・保育所等への送り迎えや預かりに利用する事業。（ファミリー・サポート・センター事業）	全市
	⑨利用者支援に関する事業 子どもの教育・保育サービスの利用検討時に市役所窓口等で相談や情報収集できる事業。	3区域
	⑩妊婦健診事業 妊娠週数に合わせて、時期ごとに必要となる健康診査を受診できる事業。	全市
	⑪乳児家庭全戸訪問事業 出産後、出生連絡票を提出し、保健師等の訪問による育児相談や助言を受ける事業。	全市
	⑫養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業 【養育支援訪問事業】 出産後間もない時期に、家事・育児の負担軽減を図るとともに、養育困難家庭を早期に把握し、専門的な育児支援を行う事業。 【要保護児童等に対する支援に資する事業】 関係機関・団体等との連携の下、児童虐待の未然防止から支援までの一貫した活動を行う事業。	全市

第4節 重点施策

重点施策1 幼稚園・保育所等の保育料の無料化・軽減

昨今の若年層の所得の低下、消費税率等の負担の上昇等に対し、子育て世代の経済的負担軽減の方策として、一定の条件の下、幼稚園・保育所等の就園児のうち、第1子を対象に保育料の無料化・軽減を実施します。

また、多子世帯等の保育料の軽減を行うなど、負担軽減を図ります。

重点施策2 待機児童の解消

共働き家庭の増加により、子どもの保育サービスの利用希望者は年々増加しています。このニーズに対応できるように、未就学児に対する保育サービスの充実、小学生に対する児童クラブの整備を進めます。

重点施策3 東日本大震災及び原子力災害からの子どもと保護者のケア

平成23年3月に発生した東日本大震災では、本震及び度重なる余震への恐怖による子どもたちのPTSD（心理的外傷後ストレス障害）が懸念されたことから、本市では、震災直後に、郡山市医師会をはじめ、学識経験者や子どもに関わる事業者、郡山市教育委員会等が連携し、「郡山市震災後子どものケアプロジェクト」を立ち上げ、子どものメンタルヘルスに関する事業や運動と遊びに関する事業、絵本の読み聞かせ等を実施しています。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による直接の健康被害は確認されておりませんが、放射線に対する保護者等の不安は拭い去ることはできません。今後も、子どもをはじめ保護者に寄り添いながら、長期的な視点で心身両面のケアに取り組みます。

重点施策4 子どもたちの体力向上

メディアの発達やインターネット、携帯電話の普及をはじめ、習い事や塾通いの低年齢化など、生活習慣等の変化により子どもの成長を取り巻く環境が多様化し、子どもたちが屋外で体を動かして遊んだり運動する時間が減少しています。

さらに、本市においては、原子力災害により子どもたちの屋外活動が制限された結果、原子力災害前と比較し、体力・筋力・俊敏性など、子どもの運動能力の低下が見られるとともに、肥満傾向にも拍車がかかった状況にあります。

本市では、子どもたちが自ら楽しみながら体を動かすことができる運動施設（遊び場）の整備を進め、体力・運動能力の向上や肥満の解消に取り組みます。

重点施策5 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援

安心して子どもを産み、子育てをしやすいまちにするため、情報提供や相談支援を積極的に進めます。

第5節 施策体系

施策領域 1

子育て支援

基本施策 1 教育・保育事業の充実

- (1) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策
- (2) 教育・保育の一体的提供の推進
- (3) 教育・保育施設の質の向上
- (4) 多様な教育・保育事業の充実
- (5) 認可外保育施設の運営等に対する助成

基本施策 2 放課後児童対策の充実

- (1) 放課後児童クラブの整備・充実
- (2) 放課後地域子ども教室の運営
- (3) 児童センターの運営

基本施策 3 地域における子育ての支援

- (1) 地域子育て支援センターの充実
- (2) 子育て支援団体等との連携
- (3) 子育てボランティア・サークルの育成・支援
- (4) 幼稚園・保育所等における地域活動への参加促進

基本施策 4 子育て家庭への経済的支援

- (1) 子育てを支援する手当の充実
- (2) こども医療費助成制度の実施
- (3) 幼稚園・保育所等の保育料の負担軽減

施策領域 2

健康

基本施策 1 安心・安全な妊娠・出産への支援

- (1) 妊産婦に対する相談や指導の充実
- (2) 不妊の悩みへの支援

基本施策 2 子どもや母親の健康の確保

- (1) 子どもの健康の確保
- (2) 東日本大震災及び原子力災害からの子どもと保護者のケア
- (3) 子育ての悩みや不安の予防・解消を図る支援の充実
- (4) 家庭内における事故防止

基本施策 3 思春期保健対策の充実

- (1) 心と体の健康づくりに向けた正しい知識の普及
- (2) 心の問題に関する相談及び体験活動の機会の提供

基本施策 4 食育の推進

- (1) 食に関する学習機会や情報提供への取組
- (2) 学校及び保育所給食等への郡山産農産物の利用促進

基本施策 5 小児医療の充実

- (1) 小児救急医療体制の確保
- (2) 医療・療育への支援

施策領域 3

子どもに関する専門的な支援の充実（要保護児童支援）

基本施策 1 虐待防止対策の充実

- (1) 虐待の発生予防と早期発見
- (2) 関係機関との連携

基本施策 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) 子育て支援・生活の場の支援
- (2) 就労支援
- (3) 経済的支援

基本施策 3 障がい児施策の充実

- (1) 障がい児の地域における相談支援体制
- (2) 保育サービス等の実施
- (3) 障がいの早期発見・早期療育
- (4) 経済的支援

施策領域 4

職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備（仕事と生活の調和）

基本施策 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境の整備

- (1) 労働者・事業主・地域住民への啓発・促進
- (2) 多様な働き方に対応した保育サービスの充実

基本施策 2 雇用環境の整備

- (1) 雇用の促進
- (2) 職業意識・能力習得の推進

基本施策 3 男女共同参画社会の推進

- (1) 男女共同参画の意識づくりと推進
- (2) 人権尊重意識に立った暴力の根絶

施策領域 5

子育て支援関連施策（教育・生活環境分野）

基本施策 1 学校教育の充実

- (1) 特色ある学校づくりと教育活動の推進
- (2) 教育施設と設備の充実
- (3) 幼・保・小連携の推進
- (4) 特別支援教育の充実

基本施策 2 青少年の健全育成と家庭教育の充実

- (1) 家庭教育に関する学習機会や交流の場の提供
- (2) 青少年活動支援と環境づくり
- (3) 地域活動・体験活動の充実

基本施策 3 居住環境の整備

- (1) 子育て世帯の居住環境の向上
- (2) 居住環境の衛生確保

基本施策 4 都市環境の整備

- (1) ユニバーサルデザインに配慮した都市環境の整備
- (2) 心のユニバーサルデザイン

基本施策 5 子どもの安全・安心の確保

- (1) 交通安全教育・環境の充実
- (2) 子どもの犯罪被害や有害環境対策、問題行動への取組
- (3) 防災教育、施設の防災対策の推進



郡山駅前とビッグア